

環境大臣

望月 義夫 様

除染及び廃棄物処理に関する緊急要望について



平成 26 年 10 月 4 日

福島県浪江町長 馬場 有



除染及び廃棄物処理に関する緊急要望書

1. 家屋内を対象とした除染の実施

長期避難が続く状況下において、町内の家屋等は荒廃し、雨漏りなどによって家屋内が放射性物質で汚染されている家屋等が多数存在する。

町民の帰還のためには住居の確保が必要であり、自宅に当たり前に戻ることができる環境を整えていくことが重要である。

については、家屋内を対象とした除染を実施すること。

2. 帰還困難区域を含む、浪江町内全域の除染の実施

現行の除染計画に基づき、再度計画を変更することなく速やかに除染を実施すること。

また、帰還困難区域についても早期に除染計画を立て、確実に除染を実施すること。

3. 荒廃家屋の国による解体の実施

半壊以上の認定を受けた家屋等については、環境省において解体を行うこととなっているが、半壊未満の家屋等も住民が解体を希望する場合には国による解体を実施すること。